

8月相談事例

レストランでのブラックバイト

柏市にあるショッピングセンター内のレストランではたらいっていた青年Tさん、Kさんからの相談です。一日4時間～6時間シフトでパートのバイト勤務、一日の労働時間は「15分単位で切り捨て」、「残業代はなかった」などのただ働きがあったとの相談でした。

2年間の勤務時間記録と賃金台帳から、●一日の労働時間は15分単位で切り捨てられている、●一日8時間を超す労働日があるのに、その日の125/100の割増分が出ていない、●日曜から土曜まで一週間の連続勤務で「法定休日」出勤なのに、135/100の割り増し分が支給されていない、ことが明らかになりました。

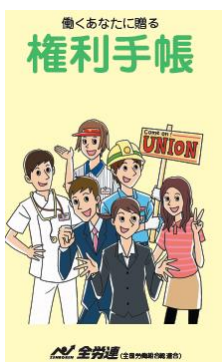
この2年間での不払いの労働時間数とその不払い額は下表のとおりとなります。

2年間の不払い労働時間数とその不払い賃金額

	「15分単位」切捨て不払い労働時間数	割増分不払い残業時間数	不払い賃金額
Tさん	79時間53分	51時間57分	9万7815円
Kさん	66時間43分	218時間04分	12万4629円

Tさん、Kさんのお二人からの相談は退職後一月ほどたってからでした。バイトをはじめたのは2年前から、継続勤務6カ月後から取れる「年次有給休暇」については雇用契約書に記載されず説明もされなかったといいます。労基法では労働契約書への「休日」の明示が定められています。

《お役立ち情報》



高校生・大学生のみなさん
バイトに就くまえにぜひ見てください。

「全労連権利手帳」でHP検索

厚労省「まんが知って役立つ労働法Q&A」でHP検索

過酷なタクシー労働者の実態

千葉県内大手Kタクシー会社で働く運転手、始業時にアルコール検知の検査がおこなわれる以外に、労働時間の適正な把握が行われず、日々ノルマ達成のための長時間労働を余儀なくされています。

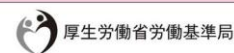
また事故を起こせば、給料からの天引きがされ、車の修理のない事故は10,000円天引き、車の修理があるときは修理代の30%まで天引きされます。ノルマはきつく達成できなければ出来高払いの賃率を引き下げられています。

労働時間の適正な記録を定めた労基法109条、賃金の全額支払いを定めた労基法24条、厚労省の「タクシー運転者の労働時間等の改善の基準」（日勤や隔日勤の労働時間の限度、出来高給の場合の最低保障給、累進歩合制度の禁止など勤務時間と賃金について規定）から見た点検が必要です。

「タクシー運転者の労働時間等の改善基準ポイント」でHP検索

タクシー運転者の労働時間等の

改善基準のポイント



Twitter@TokatuCenter

ブラック企業をなくす東葛の会



悪徳ファンド・APF とたたかっている昭和ゴム労組（全労連全国一般）が、会社が2年間にわたって賞与から天引きした社会保険料を年金事務所に納めていなかった事件で会社を提訴、会社は時効分を職員に返すことでこのほど決着。社員の払った社会保険料を「ちよろまかす」、あきれたブラックぶり。

8月リツイートが多かったツイッター記事